

～蒲郡市国民健康保険に加入の方へ～



もうお済みですか？

特定健診



「特定健診」は、40歳から74歳の加入者の方を対象に、生活習慣病の予防を目的とし、メタボリックシンドロームのリスクのある方を見つける大切な健診です。

対象の方へは、5月から7月にかけて受診券をお送りしました。受診期限が切れた方へは、期限延長のハガキも送付しました。今年度、まだ受診していない方は早めの受診をお願いします。

市内の指定医療機関で3月15日(金)まで受診できます。

無料
です

受診に必要なもの(受診の予約は直接医療機関へ)

- ①受診券(期限切れでも可)
- ②期限延長のお知らせハガキ(水色のハガキ)
- ③国民健康保険の保険証

受診券などの再発行については、
保険年金課(☎66♦1103)へ。

国民年金からのお知らせ

保険年金課 ☎66♦1101
豊橋年金事務所 ☎0532♦33♦4118

◆国民年金保険料の納付は、口座振替がおトクです。

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。

口座振替を利用すると、国民年金保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とささせていただくことにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引率が多い6カ月前納・1年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関へ申し出ください。

◆後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)が始まりました。

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まりました。

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんのでご注意ください。なお、後納保険料を納付するためには事前に申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル0570-011-050」へ。

☆後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。